

令和3年第11回定例委員会

- 1 日 時 令和3年6月9日（水）10時30分から11時10分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 五十嵐正信
委員 野村有信
委員 臼井祐一
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当課 課長
書記 5名

4 議 事 議 案

- 1 令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙における特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案への対応方針について
- 2 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて
- 3 選挙争訟について

報 告

- 1 令和3年6月の選挙人名簿登録者数等について
- 2 令和3年6月13日執行あきる野市議会議員選挙立候補届出状況について
- 3 選挙争訟について

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

| 発言者 | 発言の要旨 |
|-----|--|
| 委員長 | <p>ただ今から令和3年第11回定例委員会を開会いたします。</p> <p>本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるようお願いいたします。</p> <p>本日は、3件の議案と3件の報告事項を予定しております。なお、本日の議案第3号及び報告事項第3は、個人情報を含むことから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。</p> |
| 委員 | 異議なし |
| 委員長 | 御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。 |
| 委員長 | <p>それでは、議案第1号 令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙における特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案への対応方針について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 《議案第1号について説明》 |
| 委員長 | 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。 |
| 委員 | <p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中での初めての都議会議員選挙が実施されます。まだ法律の決定までは数日かかるようですが、このような状況下で、都議会議員選挙が事故無く投票できるように対応することは非常に重要だと考えます。さて、もともとの郵便投票は予め選挙人が選挙管理委員会へ証明書の交付を請求し、投票用紙を請求することから時間的な余裕が非常に大きかったと思います。しかし、今回は都議会議員選挙の告示まできわめて時間が短い状況であります。対象者にこのことを具体的にPRし、説明していく、手続きをしていく、その際には選挙人にわかりやすく手続きの説明していくことが大事だと思いますが、そのような対応策としてどのような工夫をしているのかお伺いしたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>選挙人の方にわかりやすく説明することが大事であるということは御指摘のとおりです。そこで、必要な手続きを分かりやすく説明するためのフロー図などを、手続きが確定次第早急に作成いたします。そして、ホームページに掲載するほか、同様の内容を記載したチラシを作成いたします。</p> <p>また、選挙人の方が情報に確実にアクセスできるように、区市町村のホームページからのリンクやチラシの窓口配布を依頼いたしますほか、利用しやすい媒体をさらに検討するなど、効果的な周知を図ってまいりたいと思います。</p> |

委員長 わかりました。他に御質問・御意見等はございますか。

委員 郵便投票によって新たな感染拡大が生じてはいけないと思います。選挙人が投票用紙に記入した後、所定の封筒に封入したうえで選挙管理委員会に送り返すこととなりますが、投票用紙の記入や郵送にあたっては感染対策を講じる必要があると思います。そこで、具体的にどのような対策を検討していますか。

事務局 この特例法案には、選挙人は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めなければならない旨の努力義務が規定されてございます。具体的には、厚生労働省によれば、療養者が投票用紙等へ記載する場合、記載前に必ず手洗い等の手指衛生を行い、マスクの着用、使い捨て手袋の着用が望ましいとされておりまして、総務省も選挙人への徹底を求めたいとしていることから、東京都としても、ホームページなどを利用し広く周知を図る予定でございます。

また、郵便については、日本郵便株式会社と、現在、郵便局員及び他の郵便利用者の安心・安全を確保する観点から、郵便の差出方法について、例えば選挙人が発送する郵便物を消毒可能なビニール素材のケースに収めて投函していただくなどの検討を進めてございます。

委員長 わかりました。他に御質問・御意見等はございますか。

委員 自宅や宿泊療養者、そして帰国待機者を問わず、該当する選挙人本人からの請求や該当者の認定、投票用紙の送付に至る一連の手続きを具体的に担うのは区市町村の選挙管理委員会になると思います。これらの一連の手続きを迅速かつ厳格、正確に行うことが求められるところですが、法律成立後、短期間のうちに区市町村の一連の手続きが遺漏なく進められるよう早急に体制整備を図る必要があります。そのための現在の準備状況はどうなっていますか。また、特に保健所、検疫所などの療養者、自宅待機者の情報を管理する機関から情報をもらう必要があることも想定されますが、円滑なやり取りを確保するための準備状況はいかがでしょうか。

事務局 各区市町村選挙管理委員会に対しては、総務省や都福祉保健局から得た情報を速やかに電話やメールを利用して都選管から直接周知するとともに、宿泊療養施設の設置区については関係者が直接集まる場を設けて会議を行い、併せて特別区選挙管理委員会連合会、東京都市選挙管理委員会連合会等との情報共有を行うなど、複合的・重層的な連絡体制を構築して日々意見交換や情報提供を行っております。

お尋ねの保健所等については、関係業務を所管する都福祉保健局と連絡調整体制を構築し、常時情報の共有を図り、保健所側への情報提供も行います。

また、特別区保健衛生主管部長会や保健所長会など複数の会議にも出席し、直接に特例法案や投票制度の説明、「感染防止協力依頼書」の発行依頼などを行っているところでございます。

委員長 他に御質問・御意見等はございますか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、ここで暫時休憩といたします。

【 休 憩 】

委員長 それでは、委員会を再開いたします。
議案第2号 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第2号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
それでは、報告事項第1 令和3年6月の選挙人名簿登録者数等について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第1について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。次に、報告事項第2 令和3年6月13日執行あきる野市議会議員選挙立候補届出状況について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第2について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、報告事項第2について了承することといたします。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。次回の定例委員会は、6月23日に開催することといたします。これより非公開審議に入ります。